

公告第 3 号			
公売公告			
令和 8年 7月 8日			
埼玉県越谷県税事務所長 印			
下記により差押財産の公売をします。国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。			
公売財産・公売保証金・見積価額		別紙1のとおり	
公売の方法	せり売り		
公売参加申込期間	令和 8年 7月 9日 (木) 13時00分 から		
	令和 8年 7月21日 (火) 23時00分 まで		
公売保証金提供期限	令和 8年 7月21日 (火) 23時00分 まで		
せり売り・入札開始日時	令和 8年 7月27日 (月) 13時00分 から		
せり売り・入札締切日時	令和 8年 7月29日 (水) 23時00分 まで		
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
開札の日時（入札の場合）		場所	
最高価申込者の決定の日時	令和 8年 7月30日 (木) 10時00分		場所 埼玉県越谷県税事務所
売却決定の日時	自動車・不動産	令和 8年 8月 6日 (木) 10時00分	場所 埼玉県越谷県税事務所
	動産		場所
代 金 納 付 期 限	令和 8年 8月 6日 (木) 14時30分		
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申し込み手続きをした者		
その他	1 公売による権利移転に伴う費用（登録手数料等）は、買受人の負担となります。 2 公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。 3 公売参加申込期間及び公売（せり売り・入札）期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4 公売保証金の納付方法はクレジットカードによる納付のみです。 5 その他については、埼玉県インターネット公売ガイドラインによります。 6 当該車両は令和8年6月12日現在、令和8年度自動車税が未納です。		
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を埼玉県越谷県税事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、当事務所納税・個人県民税対策担当に用意してあります。		

公売手続を説明した「埼玉県インターネット公売ガイドライン」が当事務所納税・個人県民税対策担当に備え付けてあります。

売却区分 番 号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 並びに公売財産上の賃借権等の内容	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
-------------	---------------------------------------	--------------	-------------

[illegible]